

健康診断仕様書

I <一般定期健康診断>

1 履行期間(健康診断実施期間)

契約締結日から令和7年2月28日まで

2 検査項目及び検査方法

健康診断検査の項目及び検査方法は、別紙1「一般定期健康診断の検査項目等」による。

3 検査受診者数及び検査場所

(1) 検査受診予定者数

別紙2「計画書」による。

(2) 検査場所

別紙3「検査場所及び成果品納入場所」による。

4 検査結果の納入期限(契約締結期間)

令和7年3月10日

5 検査実施方法

(1) 期間は、後日担当者から連絡する。

実施時間は午前8時30分から午後4時00分とする。

(2) 胸部及び胃部のレントゲン撮影については、

① 院内備え付け機種によること。

② レントゲン車でを行う場合は、胃部(胸部と胃部を切り替えて撮影できるもの)のレントゲン車で行うこととする。

(3) 検査に必要な検体容器、検査機器等は受注者の負担とする。

健康診断の会場は業者が設置することとし、健診終了後速やかに現状に戻すこととする。

(4) 検査時に使用する受診票については、受注者が作成・負担する。受診票に必要な項目(受診者氏名、生年月日等)については、事前に担当者から提出を受ける。

(5) 健康診断の際には、業者側で受付責任者及び案内係を配置し、受診者の受付・誘導等に配慮し、滞りなく受診できるよう配慮すること。

6 その他

(1) 健診体制

ア 医師及びスタッフ等について

定期健康診断実施につき1日当たり、問診を担当する医師1名以上及び検査を効率的に行うため必要な看護師、検査技師その他必要に応じた人員を派遣すること。

イ 採血について

採血担当者には採血能力に優れた者を当てること。

ウ レントゲンの読影について

専門医による読影を行うものとする。

エ レントゲンフィルム類の提出・保管について

胸部・胃部のフィルム類については、指導区分該当者及び精密検査該当者分を抽出し、該当者名を記し提出すること。また、残りの胸部・胃部のフィルム類につい

ては、業者が5年間保存することとし、担当者から連絡があった場合は速やかに提出すること。5年経過したフィルム類は速やかに廃棄することとする。

- (2) 受診票年齢及び検査項目別受診対象年齢について  
受診票の年齢、検査項目別受診対象年齢は、令和6年3月31日現在とする。
- (3) 受診票及び検体容器等について  
受診票の様式等については、別途担当者と協議し決定することとする。  
氏名、生年月日等記載済みの検体容器等については、検査該当日の1週間前に事業所単位に仕分けし、担当者へ提出すること。
- (4) 検査結果報告  
健診結果は、検査終了後1カ月以内に報告すること。
- (5) 検査結果表は、2部作成し担当者へ提出すること。
- (6) 検査結果表については、前年度等の健康診断表の写しを担当者から受け、当年度の検査結果と前年度等の検査結果が対比できるように作成すること。
- (7) 担当者より受けた健康診断表へ当年度分の検査結果を記入し、担当者へ提出すること。
- (8) 検査結果については、各項目ごとの受診人員及び項目ごとの経費等について照会することがあるので対応すること。
- (9) 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当者と必要に応じて打ち合わせること。
- (10) 本業務により知り得た情報については、秘密を漏らし、また外の目的に使用してはならない。
- (11) 本業務の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。